

# 安全管理規程

関鉄観光バス株式会社

制定 平成 25 年 10 月 1 日

改定 平成 26 年 4 月 1 日

## 目次

第 1 章 総則

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

第 4 章 輸送の安全を確保するための実施及びその管理方法

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条及び第 29 条の 3 の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第 2 条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第 3 条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（PDCA）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

3. 管理の受委託の実施にあたっては、委託者及び受託者は相互に協力・連携して、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

### (輸送の安全に関する重要施策)

第 4 条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

(1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。

(2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

(3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。

(4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を伝達、共有すること。

(5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

2. 持株会社及び傘下グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するため、第4条に規定する重点施策ごとに、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(社長等の責務)

第7条 社長は輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 社長は、輸送の安全を確保するため、予算の確保、体制の構築等必要な処置を講ずる。

3. 社長は、輸送の安全確保に関する安全統括管理者の意見を尊重する。

4. 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

(1) 安全統括管理者

(2) 安全統括推進員

(3) 統括運行管理者

(4) 整備管理者

(5) その他必要な責任者

2. 安全統括推進員は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業センター長を統括し、指導監督を行う。

3. 営業センター長は、安全統括推進員の命を受け、輸送の安全の確保に関しセンター所内を統括し、指導監督を行う。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

(1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

(2) 心身の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行う事が困難になっ

たとき。

- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが、輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

1. 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底すること。
2. 輸送の安全確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
3. 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を作成し及び実施すること。
4. 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
5. 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、及び必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
6. 社長等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な意見を述べる等改善の措置を講じること。
7. 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
8. 整備管理者が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
9. 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
10. その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内に伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見したときは、看過したり隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長は必要な部局等に速やかに伝達されるよう努める。
3. 安全統括管理者は、報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等が発生した場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要な人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、自ら又は、実施責任者を指定して、少なくとも年に1回以上、適切な時期を定めて、安全マネジメントの実施状況等輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果を改善すべき事項が認められる場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要に応じて是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合は又は輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規定、輸送の安全のために講じた処置及び講じようとする処置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた処置及び講じようとする処置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度終了後100日以内に公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合は、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の概要、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

附則

第1条 この規程は、平成25年10月9日から施行する。